

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

平成30年5月23日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年5月31日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

38,705人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

341,904人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	178,966人
長岡市	76,623人

三条市	28,108人
柏崎市	24,221人
新発田市	27,972人
小千谷市	10,277人
加茂市	8,043人
十日町市	15,448人
見附市	11,593人
村上市	17,735人
燕市	22,784人
糸魚川市	12,548人
妙高市	9,433人
五泉市	14,668人
上越市	54,675人
阿賀野市	12,283人
佐渡市	16,319人
魚沼市	10,555人
南魚沼市	16,007人
胎内市	8,507人
聖籠町	3,866人
弥彦村	2,309人
田上町	3,481人
阿賀町	3,418人
出雲崎町	1,321人
湯沢町	2,350人
津南町	2,850人
刈羽村	1,313人
関川村	1,686人
栗島浦村	97人